

農林水産委員	小山邦太郎君	吉田 法晴君
商工委員	後藤 義隆君	西岡 ハル君
同	斎藤 升君	草葉 隆圓君
運輸委員	江藤 智君	斎藤 昇君
建設委員	小澤久太郎君	松澤 靖介君
同	青山 正一君	仲原 善一君
同日議長において、常任委員の補欠を	同	安部キミ子君
左の通り指名した。	同	大谷 賢雄君
内閣委員	西川弥平治君	天田 勝正君
文教委員	後藤 義隆君	江藤 智君
同	劍木 亨弘君	楨竹 春彦君
社会労働委員	斎藤 升君	三浦 義男君
農林水産委員	青山 正二君	石原幹市郎君
商工委員	大谷 賢雄君	有馬 英二君
同	西田 隆男君	重宗 雄三君
同	小澤久太郎君	小山邦太郎君
運輸委員	江藤 智君	西田 信一君
建設委員	小山邦太郎君	坂本 昭君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	(特第1号)	本多 市郎君
憲法調査会法の一部を改正する法律案	予算委員会に付託	館 哲二君
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件	決算委員	横山 フク君
(門司亮君外十名提出)	議院運営委員	千田 正君
国民健康保険法施行法案	同	一松 定吉君
(門司亮君外十名提出)	同	田村 文吉君
国民健康保険法施行法案	同	江藤 智君
農林水産委員会に付託	同	森中 守義君
最低賃金法案	同	前田佳都男君
社会労働委員会に付託	同	千田 正君
昭和三十三年度一般会計予算補正案(第1号)	同	江藤 智君
昭和三十三年度特別会計予算補正案(特第1号)	同	左の通り指名した。
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	同	左の通り指名した。
よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	同	左の通り指名した。
憲法調査会法の一部を改正する法律案	同	左の通り指名した。
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件	同	左の通り指名した。
農林水産委員会に付託	同	左の通り指名した。
最低賃金法案	同	左の通り指名した。
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	同	左の通り指名した。
建設委員会に付託	同	左の通り指名した。
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	同	左の通り指名した。
名提出)(衆第一号)	同	左の通り指名した。
家内労働法案(勝間田清一君外十六名提出)(衆第二号)	同	左の通り指名した。
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	左の通り指名した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出)	同	左の通り指名した。
昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案	同	左の通り指名した。
(門司亮君外十名提出)	同	左の通り指名した。
文教委員	同	左の通り指名した。

その調停に付することがである。

第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村（以下本項中「新市町村」といふ。）の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は当該新市町村に隣接する市町村の

一部の地域に係る市町村の境界変更で当該新市町村とこれに隣接する市町村との間ににおけるものに関して争論が生じた場合においても、また同様とする。

2

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

2

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

2

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

2

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

理大臣に協議して、同項の勧告を

した計画を変更し、これを関係市町村に勧告することができる。

2 前項の場合においては、同項の勧告を第二十八条第一項の勧告とみなして、同条第二項から第五項まで及び前条第一項から第七項までの規定を適用する。

第三十条の次に次の二条を加える。

（新市町村が他の市町村と町村合併をした場合についての適用関係）

第三十条の二 新市町村が他の市町村と町村合併をした場合において

当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めたときは、

第五章中第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十八条第三項中「前条」を「第二十七条」に改める。

第五章中第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二 都道府県知事は、（町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等）

前項の規定の適用については、同

項中「町村合併の行われた日」とあるのは、「当該市町村の区域の一

部となつた従前の市町村が新市町村となつた町村合併の行われた日」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

○田中啓一君登壇、拍手

○田中啓一君 ただいま議題となりました新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

本法案の要点は、（）都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、從来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。（）右の合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間に計画の変更ができること。

明年三月末日までの間ににおいて、町村合併調整委員に、あつせん、調停を行わせ、または投票の請求をすることがで

きること。
新市町村が他の市町村と町村合併をした場合に、当該町村合併によって設置され、または他の市町村

の区域の全部または一部を編入した市町村についても、新市町村としての取扱いができるものとする等の点であります。

まことに、鈴木委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられました。反対の理由は、本来、地方行政委員会におきましては、十

月二日、青木国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ね、慎重審議を行いましたが、多くの質疑応答のうち、おもなるもの

一、二をあげますと、「政府は、本法案の提案理由の中にも、今や大勢は町村合併の促進のために進めらるべき町村合併が、従来やもすれば上からの圧力

によって行われ、今回の改正案にもまた同様の意図がうかがわれる。しかし

現段階における町村合併の主眼点は、新市町村建設に対する育成援助の強化

の提案理由の中にも、今や大勢は町村合併が、従来やもすれば上からの圧力

によって行われ、今回の改正案にもまた同様の意図がうかがわれる。しかし

現段階における町村合併の主眼点は、新市町村建設に対する育成援助の強化

の提案理由の中にも、今や大勢は町村合併の促進から新市町村の建設へ大き

く転換をはかるべき段階に立ち至つたと述べているが、その具体的な策は何

か」との質問に対しては、「政府は徒

歩で、この際さらに一段の努力をいたし

る等、できるだけ努力しているが、來

年予算に新市町村建設促進費を計上す

る等、できるだけ努力しているが、來

年度予算編成の時期も迫っているの

で、この際さらに一段の努力をいたし

は、「中央地方を通じて各関係機関の連絡を緊密にして、新市町村建設計画の総合性の確保に努めたい」旨の答弁がありました。その他詳細について

は、会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

十一月四日質疑を終り、討論に入りましたところ、鈴木委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられました。反対の理由は、本来、地

方住民の自主的な発意に基いて、その

までも反対の理由は、本来、地

は、困っているが」との質問に対して

国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百七号）の一部を次のように改定する。

国家公務員宿舎法

題名の次に次の目次及び章名を加える。

国家公務員宿舎法

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 宿舎の設置並びに維持及

び管理に関する機関（第

四条～第七条）

第三章 宿舎の設置及び廃止等

（第八条～第十三条の二）

第四章 宿舎の維持及び管理（第

十五条～第十八条）

第五章 雜則（第十九条～第二十

二条）

附則

第一章 総則

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、國が國家公務員

員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることによ

り、國家公務員の職務の能率的な

遂行を確保し、もつて國の事務並

三 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内

び事業の円滑な運営に資すること

を目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること

を要する國家公務員（國家公務員

法（昭和二十一年法律第百二十

号）第七十九条又は第八十二条

の規定による休職又は停職の処

分を受けた者その他法令の規定

により職務に専念する義務を免

除された者を含むものとし、臨

時に使用される者で政令で定め

るもの以外のものを除く。）をい

う。

二 宿舎 職員及び主としてその

収入により生計を維持する者を

居住させるため國が設置する居

住用の家屋及び家屋の部分並び

にこれらに附帯する工作物その

他の施設（共同浴場、簡易な児

童遊園その他政令で定める共同

設置の場合は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の

設置する場合で次の各号に掲げる

場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の

設置する場合で次の各号に掲げる

場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の

設置する場合で次の各号に掲げる

場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の

設置する場合で次の各号に掲げる

（宿舎の種類）

第三条 宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎の三種類とする。

第四条の前に次の章名を加える。

第二章 宿舎の設置並びに維持及

び管理に関する機関

（設置の機関）

第四条 宿舎の設置は、大蔵大臣が

各省各庁の長が設置し、若しくは維

持及び管理を行ふ省庁別宿舎につ

いて、その状況に関する報告を求

め、部下の職員に実地監査を行わ

せ、若しくは閣議の決定を経て、

宿舎の種類（第三条に規定する宿

舎の種類をいう。以下第十三条の

二第一号において同じ。）の変更そ

の他の措置を求めることができ

る。

（維持及び管理の機関）

第五条 合同宿舎（省庁別宿舎以外

の宿舎をいう。以下第八条の第二

二項において同じ。）は大蔵大臣

が、省庁別宿舎は当該宿舎の貸与

を受けるべき職員の所属する各省

各府の長がそれぞれ維持及び管理

を行ふものとする。

（総括の機関）

第六条 大蔵大臣は、宿舎の設置並

場合 当該特別会計を管理する

各省各庁の長

会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

二 転用（宿舎の用に供）、又は供するものと決定した国有財産

（以下この号において「宿舎用財産」という。）以外の国有財産を

宿舎用財産とすることをいう。

以下第九条において同じ。）交換又は寄付の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各

省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行ふ。

三 特定の官署に勤務する職員の

ために一時に多數の宿舎を設置する必要がある場合その他特別

の事情がある場合で、大蔵大臣が指定期する場合 当該宿舎の貸

すを受けるべき職員の所属する

各省各庁の長

が指定する場合 当該宿舎の貸

すを受けるべき職員の所属する

場合 当該特別会計を管理する

各省各庁の長

会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

二 大蔵大臣は、宿舎の設置等の適

正を期するため必要があると認め

るときは、各省各庁の長に対し、當

該各省各庁所属の職員の住宅事情

に關する資料を求め、又は當該各

省各庁の長が設置し、若しくは維

持及び管理を行ふ省庁別宿舎につ

いて、その状況に關する報告を求

め、部下の職員に実地監査を行わ

せ、若しくは閣議の決定を経て、

宿舎の種類（第三条に規定する宿

舎の種類をいう。以下第十三条の

二第一号において同じ。）の変更そ

の他の措置を求めることができ

る。

（事務の委任）

第七条 各省各庁の長は、政令で定

めるところにより、當該各省各

省の職員又は他の各省各庁所属

の職員に、宿舎の設置に關する事

務の一部を委任することができ

る。

2 各省各庁の長は、政令で定める

ところにより、當該各省各庁所属

及び第二十八条第一項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に宿舎の貸与を受けている国家公務員で改

正後の国家公務員宿舎法第二条第

一号に規定する職員に該当しないものは、この法律の施行の日以後

引き続き当該宿舎の貸与を受けている間、同号に規定する職員であるものとみなす。

3 この法律の施行の際既に改正前の国家公務員のための国設宿舎に關する法律第十九条の規定により

明け渡すべきこととなつて、いる宿舎の明渡については、なお従前の例による。

4 総理府設置法（昭和二十四年法第五百二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項の表中宿舎審議会の項を削る。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法第五百四十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第三十号を次のように改める。

三十 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その

設置並びに維持及び管理）を

し、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に

関する事務を総括すること。

第十二条第七号を次のように改

めること。

七 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その

設置並びに維持及び管理）を

し、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に

関する事務を総括すること。

六 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国家公務員のための国設宿舎に關する法律」を

「国家公務員宿舎法」に改める。

7 国有資産等所在市町村交付金及

び納付金に關する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「國家公

務員のための国設宿舎に關する法

律」を「国家公務員宿舎法」に改め

る。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君　ただいま議題となりました

した国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。

まず、本法律案のおもな改正点を申し上げますと、その第一点は、宿舎審

議会の廃止の点であります。宿舎審議会は、この法律の制定の當時におきま

しては、多年不統一に放任されてきた宿舎制度に関する諸問題を、一挙に解

決することが困難でありましたので、

本来は法律に規定すべき宿舎の維持管

理の基準、有料宿舎の使用料の基準等

の重要な事項を、その調査審議の結果を

待つて決定するという建前をとらざるを得なかつた事情のもとに設置されたものであります。宿舎制度がおおむね確立された今日におきましては、これ

れらの重要な事項は、当然法律に規定すべきものでありますので、今回の改正

案にこれを織り込むこととして、この

法律の改定化の趣旨に即して、これ

を廃止しようとするものであります。

なお、このほか、本法律案におきま

しては、宿舎の明け渡し事由、損害賠償金につ

いて所要の規定の追加を行うこととい

たしております。

なお、このほか、本法律案におきま

しては、宿舎の明け渡し事由、損害賠償金につ

みまして、その範囲を、原則として常時勤務に服する国家公務員に限ることにおきまして、諸外國における公務員宿舍の実情、国設宿舎の設置計画、公務の性格とその使用等の現状、宿舎貸与者選定の基準、各省庁に対する宿舎配分の状況、在外公館長公邸の実情、無料宿舎と給与との関係等の諸点につきまして質疑応答がありましたが、そ

の基本となります設置計画の作成及び変更の手続を明確にし、また、公邸の備品、光熱水道料等の費用の負担区分及び無料宿舎を貸与する者の範囲を

明確にいたしております。その第四点は、宿舎の維持管理に関する点でありまして、有料宿舎の使用料は、原則と

して宿舎の設置等に要する費用を回収する建前のもとに、その算定方法を合

理的なものに改め、また、被貸与者の宿舎の明け渡し事由、損害賠償金につ

いて所要の規定の追加を行うこととい

たしております。

右附帶決議案を朗読いたします。

（一）一般住宅不足を補うために、積極的に、国設宿舎の建設を推進すること。

（二）国設宿舎の充足率が上級者に比し中下級者に甚しく薄き実情に鑑み、職員の地位の上下如何に拘らず、特にその事務の内

以下の懲役若しくは五十万円以下に罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十四条中「前三条」を「第四条」に改める。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

「小幡治和君登壇、拍手」

○小幡治和君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、石炭鉄山におきましては、昨年秋から今年にかけて、坑内水事故を初めとする重大災害が頻発し、多数の貴い人命が失われております。このたび提案されました鉄山保安法及び鉄業法の両改正法案は、かかる鉄山災害の防止に重点を置いたものでございます。

初めに、鉄山保安法の一部を改正する法律案でござりますが、この法案は、保安を害するおそれのある侵掘行為及び被災者の救出について所要の措置を講ずることができるようになると

ともに、あわせて、最近の社会情勢に止をはかろうとするものであります。

内容のおもな点は、保安を害するおそれのある侵掘のあった場合に、保安のため必要な命令を出すことができるよう規定を置き、鉄山労働者の危害防

止をはかろうとするものであります。内容のため必要な命令を出すことができるよう規定を置き、鉄山労働者の危害防

止をはかろうとするものであります。内容のため必要な命令を出すことができるよう規定を置き、鉄山労働者の危害防

止をはかろうとするものであります。内容のため必要な命令を出すことができるよう規定を置き、鉄山労働者の危害防

止をはかろうとするものであります。

以上が二法案の趣旨でございます。

当商工委員会におきましては、かねてから、最近見られるような炭鉄災害の頻発という悲しい事態を招くことを非常に懸念いたしました。すでに何回となく論議を重ねておりましたので、両法案は一括してきわめて慎重な審査を行なつて参りました。質疑の過程におきまして問題となつたおもな点は、行政代執行法により、国々すから、または第三者をして救出作業を行なつております。被災者の救出について

者に対しましても刑罰を課することにいたしております。

政府は今回の鉄山保安法改正の趣旨を体し、保安監督員及び保安協議会の制度を十分に活用すると共に、

なお、その際、高崎通産業大臣より発言を求められ、政府としては、附

帯決議の主旨を尊重し、保安の万全を期するため、保安監督員及び保安協議

会の制度を活用するとともに、保安監

督員の選任についても、鉄山勤務者の

意思を適切に反映せしめるよう行政指

導を行いたい、との所信が表明せられ

た次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

者に対しましても刑罰を課することにいたしております。

政府は現行鉄業法を全面的に検討し、速かにこれが改正案を準備すべし。政府は現行鉄業法を全面的に検討し、速かにこれが改正案を準備すべし。政府は現行鉄業法を全面的に検討し、速かにこれが改正案を準備すべし。

会一致でそれぞれ當委員会の決議とすることに決しました。

なお、その際、高崎通産業大臣より発言を求められ、政府としては、附

帯決議の主旨を尊重し、保安の万全を

期するため、保安監督員及び保安協議

会の制度を活用するとともに、保安監

督員の選任についても、鉄山勤務者の

意思を適切に反映せしめるよう行政指

導を行いたい、との所信が表明せられ

た次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

れば、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。両案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ

ます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

鉄山保安法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

新たに盜侵掘による鉄物を運搬、保管、取扱、または処分のあつせん等をした

こととし、通産業局長が鉄業権の定の出願を不許可もしくは却下したところ、権委員より、両法案にそれぞれ附帯決議を付して賛成する旨の意見が表明せられました。

附帯決議案の内容は次の通りであり

ます。

〔参考朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

昭和三十三年度一般会計予算補正
(第1号)及び昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)、

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)、

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔井野碩哉君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

（特第1号） 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔特第1号〕

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)、

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)、

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)、

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長 松野鶴平殿

は、歳入歳出とも総額九十億九千八百

万円であります。

歳出の追加のおもなるものを申し上げますと、風水害関係といいたしまして

は、三十三年災害復旧事業費五十

万円であります。

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十一月一日

は、

